業務改善助成金のご案内

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度が次のように拡充されました。

制度の拡充

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10(※1) (労働者数が企業全体で30人以下の 企業は3/4(※1)) (※1)生産性要件を満たした場合には 3/4 (4/5)	50万円	事業場内最低賃金が 750円未満の事業場
40円以上		70万円	事業場内最低賃金が 800円未満の事業場
60円以上		100万円	事業場内最低賃金が 1000円未満の事業場
90円以上		150万円	事業場内最低賃金が - 800円以上1000円未満の 事業場
120円以上		200万円	

くご留意いただきたい事項>

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、<u>助成対象</u>となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。 助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定 水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

お問い合わせ先

岩手県最低賃金総合相談支援センター

電話 0120-198077

住所 盛岡市山王町1-1(岩手県社会保険労務士会内)

申請先

【担当部署】岩手労働局雇用環境·均等室 電話 0 1 9 - 6 0 4 - 3 0 1 0 住所 盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 9 番 1 5 号 盛岡第 2 合同庁舎 5 階

支給の要件

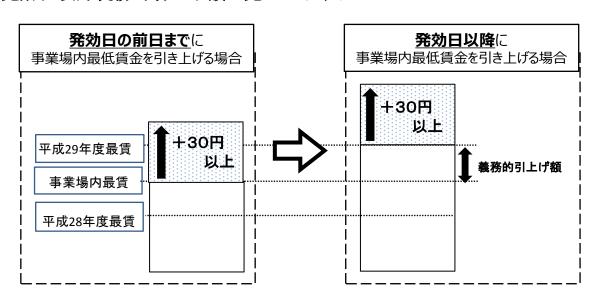
- ① 事業場内最低賃金が適用される労働者(雇入れ後6月を経過していること)の賃金を引き上げる計画を作成し、岩手労働局長に交付申請後に賃金引上げを行うこと。
 - ※ 引き上げ後の賃金額が、事業場内最低賃金になることが必要です。
- ② 岩手労働局長の交付決定後に生産性向上のための設備・器具の導入 などを行うこと。
 - ※ 単なる経費削減のための経費、職場環境を改善するための経費、パソコン、営業車輌など、社会通念上当然に必要となる経費は対象外となります。

(最低賃金の改定が決定した場合)

- ③ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額を下回る場合は、
 - ①の賃金引上げは、その発効日の前日までに行うこと。

賃金引上げを地域別最低賃金の<u>発効日以後に行う場合</u>は、<u>改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎</u>として、別添リーフレットで示された額以上の引上げを行うこと。

- ※最低賃金の改定が決定した場合、例年10月上旬頃改定発効しています。
- ※平成29年度最低賃金が事業場内最低賃金よりも引き上げられた場合、 発効日以降義務的引上げ額が発生します。



※事業場内最低賃金の引き上げ額が30円以上の場合

※ 申請受け付け締め切りは平成30年1月31日です。